

6.2 ソフトウェアのライセンス

6.2.1 違法コピー

■ ライセンス

購入したソフトウェアは無条件に利用できるものではなく、そのソフトウェアが持つライセンス契約の範囲を超えて使用することはできません。

ライセンスの内容はソフトウェア製品により異なります。インストールできるパソコンの台数も、1台～無制限までさまざまです。

たとえば、ライセンス契約で1台のパソコンにのみインストールして使用できるとされているソフトウェア製品を、複数のパソコンにインストールして使用することはライセンス契約に違反する行為にあたります。

また、ライセンス条件で許可されていない限り、インストール用CD-ROM等を、第三者に提供して利用させることも違反行為です。ライセンス契約の条件に反して、ソフトウェアをインストールしたりコピーしたりすることを、「違法コピー」と呼びます。ソフトウェアは、プログラム著作物として著作権法により保護されていますので、違法コピーは、ライセンス契約違反という民事上の問題になるだけでなく、著作権法に抵触する行為となります。

なお、著作権法による罰則は、近年、強化される傾向にあります。従来は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科でしたが、2007年7月1日制定の改正著作権法では、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科となっています。

購入時に、既に多くのアプリケーションソフトがインストールされているパソコンがあります。それらのアプリケーションソフトの中には、再インストール用のCD-ROMが添付されている製品もありますが、このCD-ROMはプリインストール済みのパソコンでのみ使用が許可されている場合があります。この場合は、たとえアプリケーションソフトをアンインストールしても、別のパソコンでそのアプリケーションを使うことはできません。

また、パソコンを譲渡するにあたって、インストールされているソフトウェアが譲渡可能かどうかを確認する必要があります。譲渡できないソフトウェアがある場合は、ソフトウェアをアンインストールする必要があります。

■ 合法的なコピー

ソフトウェアは、定められたライセンス条項の範囲内でのみ利用できますが、ライセンス条項に許可の規定が無くても、コピーが認められる場合があります。それは、バックアップ目的のコピーです。

CD-ROMで提供されているソフトウェア製品は、提供媒体のCD-ROMが破損したり紛失したりすると、再インストールなどが行えなくなります。そのような場合に備えて、バックアップ用にCD-ROMをコピーすることが認められています。

ただし、認められているのはバックアップ目的の範囲内のみです。バックアップ目的で作成したCD-R等を第三者に提供することは違法コピーになります。

また、ソフトウェア製品の提供媒体には、コピーを防ぐプロテクトが施されているソフトウェア製品があります。そのような製品は、バックアップ目的であってもコピーすることは許されていません。

技術的にプロテクトを破ればコピーすることは可能ですが、プロテクトを破る行為自体も違法行為です。

■ 海賊版と偽造版

「海賊版」とは、正規のソフトウェア製品の違法コピーが、商品として売られているものです。また「偽造版」とは、正規のソフトウェア製品を真似た製品です。海賊版や偽造版の販売は違法行為ですが、これらを使用することも違法行為となります。

違法行為ですので当然使ってはいけませんが、それ以外にも正規品でないことのデメリットがあります。

海賊版や偽造版の利用は、ソフトウェアの開発元や正規販売をしている企業の利益を圧迫します。これは長期的に見れば、販売価格の上昇や、製品の品質低下を招きます。そして最終的には、消費者の不利益になって跳ね返ることになります。

また、利用者登録をすることもできませんので、開発元によるサポートやアップグレードの対象外となります。さらに、媒体の破損やマニュアルなどが付属していない可能性が高く、不良品に遭遇しても販売元に対処してもらうことはできません。

さらに、セキュリティ上の危険性も高くなります。海賊版や偽造版は品質管理が不十分なために、ウィルスが混入していることがあります。故意に不正なプログラムを埋め込まれ、さまざまな情報を外部に漏洩させる危険性を秘めたものも存在するのです。

6.2.2 フリーソフト

フリーソフトは、無料で利用できるソフトウェアです。しかし、フリーソフトは無料であるだけで、無条件で自由に使用できるという意味ではありません。フリーソフトも、定められた使用条件の範囲内で使用するものです。

たとえば、商用利用を禁止しているフリーソフトがあります。そのフリーソフトは、個人や社内で利用することはできます。しかし、そのソフトウェアを使用してサービスを提供し、対価を得る行為は、使用条件に反する行為となります。

また、フリーソフトには、再配布の条件を定めているものがあります。再配布を一切禁止しているもの、逆に再配布に関しては無条件に許可しているものなど、さまざまです。

再配布に何らかの条件がある場合は、その条件に反すると違法行為となってしまいます。条件に合っているかを自分で判断できない場合は、フリーソフトの作成元に確認してください。

6.2.3 違法コピー防止活動

■ BSA

BSA とは、ビジネスソフトウェア産業の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目的とする非営利団体です。1988年に米国で設立され、世界80カ所以上で活動しています。日本では1992年に活動を開始しました。

BSAの主な活動には、ビジネスソフトウェアの著作権を尊重する教育・啓発活動、知的財産の創造・保護・活用を促す政策提言活動、ビジネスソフトウェアに関する違法コピー情報の収集・調査・分析を通じた権利保護支援などがあります。

■ 情報提供窓口

BSAでは、著作権保護や違法コピー撲滅のための活動も行っています。しかし、組織内での違法コピーを告発するためには、組織の内部からの情報提供が必要不可欠です。そこでBSAでは、情報提供者からの内部告発を受け付けるための窓口として、違法コピーホットラインを設置しています。

NOTE

BSA : Business Software Alliance

情報提供者に関する情報は、BSA が委託した弁護士により厳重に管理されます。たとえば情報提供者に関する情報は、たとえ BSA メンバーの企業に対してでも提供されません。

また、謝礼金キャンペーン期間中では、情報提供者や法廷での証言者に対して謝礼金を支払う制度を実施することもあります。

■ 活動成果

BSA への情報提供によって、いくつかの企業が摘発を受け、有罪判決を受けています。また、提供された情報が、裁判のための証拠保全手続きに活用されたこともあります。

その他にも、2006年5月にネットオークションを実施しているサイトと連携し、知的財産権を侵害する出品物の削除などを行う活動を実施しました。その結果、違法品の出品を活動前の4%程度に減少させる成果を上げました。